

伊勢市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「伊勢市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインとヤフオク！ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓 約 書

以下を誓約いたします。

今般、伊勢市の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、本ガイドラインおよび貴市における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴市の指示に従い、貴市に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

1 私は、貴市の公有財産売却に係る本ガイドライン第1の1に定める公有財産売却に参加することができない者のいずれにも該当しません。

2 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。

- (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
- (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
- (4) 契約の履行をしないこと。
- (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と貴市に認められること。
- (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
- (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
- (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

3 私は、貴市の公有財産売却に係る本ガイドライン、入札公告、ヤフオク！上の物件詳細情報等の各条項を熟覧し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

伊勢市インターネット公有財産売却ガイドライン

第1 公有財産売却の参加条件など

1 公有財産売却の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項または第 2 項各号に該当する方
- (2) 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）に該当する者。法人にあつては、役員等（法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者をいう）が暴力団員に該当する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員
- (4) 20 歳未満の方
- (5) 日本語を完全に理解できない方
- (6) 伊勢市が定める本ガイドラインおよびヤフオク！に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (7) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）などの規定にのっとり伊勢市が執行する一般競争入札手続きの一部です。
 - (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 5 号に該当すると見なされ、一定期間伊勢市の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
 - (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
 - (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます）上の公有財産売却の物件詳細画面や伊勢市において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。一般競争入札を行う物件については現状での引き渡しのため、事前に購入希望の物件をご自身で確認し、現況および諸規制に熟知したうえで入札してください。
 - ・ 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査およびアスベスト調査などは行っておりません。また、開発など（建築など）に当たっては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）および条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。
 - ・ 公有財産売却の物件については、現状有姿で建物、越境物及び工作物等（建物基礎、樹木、フェンス、擁壁、井戸跡等）を含めた引渡しとなりますので、その状況を承知のうえ、申込みしてください。
- 越境物の処理については、伊勢市は関与しませんので、相隣関係で話し合ってください。契約後

に越境関係が判明した場合も同様です。

- ・ 公有財産売却の財産内の動産類やゴミなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

(5) 公有財産売却は、ヤフー株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

ア 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

イ 参加申し込み（本申し込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下、「申込書」といいます）」に必要事項を記入・押印し、必要書類を添付のうえ、伊勢市に提出してください。手続きの詳細については、「第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」をご覧ください。

(6) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など伊勢市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

(2) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

(3) 伊勢市は、売払代金全額の納付を確認後、権利移転の登記を関係機関に囑託します。

4 個人情報の取り扱いについて

(1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ 入札者の公有財産売却の参加者情報およびYahoo! JAPAN ID に登録されているメールアドレスを伊勢市に開示され、かつ伊勢市がこれらの情報を伊勢市文書等管理規程（平成17年訓令第6号）に基づき保管すること。

- ・ 伊勢市から公有財産売却の参加者に対し、Yahoo! JAPAN ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ 落札者に決定された公有財産売却の参加者のYahoo! JAPAN ID を売却システム上において一定期間公開されること。

エ 伊勢市は収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査などを行うことを目的として利用します。

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

5 共同入札について

(1) 共同入札とは

一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

(2) 共同入札における注意事項

ア 共同入札する場合は、共同入札者のなかから 1 名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者の Yahoo! JAPAN ID で行うこととなります。手続きの詳細については、「第 2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」および「第 3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。

イ 共同入札する場合は、申込書および共同入札申出書を伊勢市に提出することが必要です。なお、申込書および共同入札申出書は伊勢市のホームページより印刷することができます。

ウ 申込書および共同入札申出書に記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

エ 共同入札する場合は、カードによる入札保証金の納付はできません。

第 2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できた Yahoo! JAPAN ID でのみ入札できます。

1 公有財産売却の参加申し込みについて

ア 参加仮申し込み

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

- ・ 法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人名で Yahoo! JAPAN ID を取得する必要があります。

- ・ 共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。

イ 参加申し込み（本申し込み）

仮申し込みを行った後、伊勢市のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入および押印後、住民票抄本（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本）および印鑑登録証明書を添付のうえ、伊勢市に提出してください。（郵送の場合は申込締切日の消印有効）ただし、個人の方で予定価格が

10万円以下の物件に参加される場合は、添付いただく書類のうち住民票抄本および印鑑登録証明書を、公的機関発行の証（運転免許証、保険証、旅券等）の写しをもって代えることができます。

- ・ 添付書類は、入札公告日前90日以内に発行されたものに限ります。また、申し込み時はコピーを可としますが、落札者となった場合には再度、原本を提出してください。
- ・ 複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類である住民票抄本（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本）および印鑑登録証明書は1通のみ提出してください。

2 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、伊勢市が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、伊勢市が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。指定する方法は、売却区分ごとに売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

- ・ 入札保証金には利息を付しません。
- ・ 公有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法をご確認のうえ、申込書の入札保証金納付方法欄にある「カード」、「銀行振込」のうちご希望の方法いずれか一つに「○」をしてください。（物件により納付方法が指定される場合があります。）
- ・ 原則として、入札開始2開庁日前までに伊勢市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア カードによる納付

カードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、カードにて納付してください。カードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、ヤフー株式会社に対し、カードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、カードによる請求処理を株式会社ネットラストに委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、公有財産売却の参加申込者は、ヤフー株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報株式会社ネットラストに開示することに同意するものとします。

- ・ 申込書の入札保証金納付方法欄の「カード」に「○」をしてください。
- ・ VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各カードを利用できます。（各カードでもごく一部利用できないカードがあります）
- ・ 法人で公有財産売却に参加する場合、法人名で取得したYahoo! JAPAN IDで公有財産売却の参

加申し込みを行います。当該法人の代表者名義のカードをご使用ください。

- ・ 共同入札する場合は、カードによる入札保証金の納付はできません。

イ 銀行振込による納付

銀行振込で入札保証金を納付する場合は、公有財産売却の参加申込者より申込書および必要書類が伊勢市に到着後、伊勢市から Yahoo! JAPAN ID で認証された申込者のメールアドレス（共同入札の場合は代表者のメールアドレス）に送信する電子メールで入札保証金の納付方法（振込先の口座情報等）をお知らせしますので、内容を確認のうえ入札保証金を納付してください。

- ・ 申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込」に「○」をしてください。
- ・ 銀行振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。
- ・ 伊勢市が納付を確認できるまで3 開庁日程度要することがあります。

(3) 入札保証金の没収

落札者が契約締結期限までに伊勢市の定める契約を締結しない場合、落札者が納付した入札保証金は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金等への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、落札者の依頼に基づき、地方自治法施行令第 167 条の 16 に定める契約保証金に全額充当します。また、契約保証金は売払代金に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了した Yahoo! JAPAN ID でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札参加資格のない方がした入札の取扱い

伊勢市は、本ガイドライン第 1 の 1 に定める公有財産売却の参加条件がないと認められる者が行った入札等について、当該入札を取消しまたは無効として取り扱うことがあります。

2 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、伊勢市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。なお、落札者の決定に当たっては、落札者の Yahoo! JAPAN ID を落

札者の氏名（名称）とみなします。

ア 落札者の告知

落札者の Yahoo! JAPAN ID と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ 伊勢市から落札者への連絡

落札者には、伊勢市から入札終了後、あらかじめ Yahoo! JAPAN ID で認証されたメールアドレス（共同入札の場合は代表者のメールアドレス）に、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

・ 伊勢市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、契約締結期限までに契約が締結できない場合、伊勢市が売払代金の残金納付期限までに落札者による売払代金の残金の納付を確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金（または契約保証金）を没収し、返還しません。

・ 当該電子メールに表示されている整理番号は、伊勢市に連絡する際や伊勢市に書類を提出する際などに必要となります。

(2) 落札者決定の取消し

入札価格の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

伊勢市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。契約の際には伊勢市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印し、必要書類等を添付して指定された契約締結期限までに伊勢市に直接持参または郵送してください。

ア 必要書類

(ア) 市町村が発行する身分証明書

(イ) 不動産については登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書（以下、「収入印紙等」といいます）

(ウ) 車両については伊勢市が契約書を送付する際に別途指示する書類

イ 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

ウ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加仮申込みの

時点で20歳未満の方など本ガイドライン第1の1に定める公有財産売却の参加条件がないと認められる場合に、売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、売却の決定金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当された入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、指定された売払代金の残金納付期限までに伊勢市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は、伊勢市が指定する方法により納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに伊勢市が納付を確認できることが必要です。

5 入札保証金の返還

落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札期間終了後全額返還します。なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

(1) カードによる納付の場合

株式会社ネットラストは、カードにより納付された入札保証金を返還する場合、カードからの入札保証金の引き落としを行いません。ただし、公有財産売却の参加者などのカードの引き落としの時期などの関係上、いったん入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

(2) 銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が申込書で指定した銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座（共同入札の場合は代表者名義の口座）のみ指定可能です。なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度要することがあります。

第4 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

伊勢市は、落札後、落札者と契約を交わします。契約の際には伊勢市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、市町村が発行する身分証明書に、不動産については収入印紙

等を、車両については別途指示する書類を併せて伊勢市に直接持参または郵送してください。売払代金の残金納付を確認後、不動産登記簿謄本上の権利移転を行い、車両については落札者において登録手続きを行います。

1 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

2 権利移転の手続きについて

(不動産)

(1) 売払代金の残金を納付後、伊勢市のホームページより「所有権移転登記請求書」を印刷した後、必要事項を記入・押印して、市町村が発行する身分証明書および収入印紙等を併せて伊勢市に直接持参または郵送してください。

(2) 共同入札の場合は、共同入札者全員が記入・押印した「所有権移転登記請求書」の提出が必要です。また、公有財産売却の財産の持分割合は、事前に提出された「共同入札申出書」に記載のとおりとなります。

(3) 所有権移転の登記が完了するまで、入札終了後1か月半程度の期間を要することがあります。

(車両)

落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただくことが必要です。

3 引き渡しおよび権利移転に伴う費用について

(不動産)

(1) 権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料など）は落札者の負担となります。

(2) 所有権移転の登記を行う際は、収入印紙等が必要となります。売払代金の残金を納付後、収入印紙等を伊勢市に直接持参または郵送してください。

- ・ 共同入札者が落札者となった場合、収入印紙等は、共同入札者の人数分だけ必要となります。共同入札者は、各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください（実際に持参または送付する場合は全共同入札者の合計で構いません）。

- ・ 所有権移転登記を行う際に、伊勢市と所管の法務局との間で登記嘱託書などの書類を送付するために郵送料（切手1,500円程度）が必要となる場合があります。

(車両)

(1) 権利移転に伴う費用（自動車検査登録印紙、自動車取得税など）は落札者の負担となります。

ア 移転登録などの手数料として自動車検査登録印紙が必要です。

イ 自動車取得税および自動車税は落札者が自ら申告、納税してください。

ウ 車両および物品等の配送は、落札者で手配し費用負担してください。

第5 注意事項

1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合

イ 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 入札の受付が開始されない場合

イ 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還
特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込により入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込により入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者な

ど」という)に損害が発生した場合

(1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、伊勢市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、伊勢市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、伊勢市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

(4) 公有財産売却に参加したことにより、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、伊勢市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のカードで納付する場合で、カード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、伊勢市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、伊勢市は責任を負いません。

(7) 公有財産売却の参加者などが、自身のYahoo! JAPAN ID およびパスワードなどを紛失もしくは、Yahoo! JAPAN ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず伊勢市は責任を負いません。

4 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5 リンクの制限など

伊勢市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、伊勢市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。また、売却システム上において、伊勢市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、伊勢市に無断で転載・転用することは一切できません。

※公有財産 本ガイドライン中の公有財産とは、地方自治法第 238 条の規定にかかわらず物品を含みます。

第 6 用途の制限

1 用途の制限

落札者は、落札した物件を次の用途に供してはなりません。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定される風俗営業、同条第5項に規定される性風俗関連特殊営業その他これらに類する業に供することはできません。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等の公序良俗に反するものの用に供することはできません。

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体の事務所その他これに類するものの用に供することはできません。

(4) (1)から(3)の用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸すことはできません。

■インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関がヤフー株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

■カードで入札保証金を納付する場合

カードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、ヤフー株式会社に対し、カードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、カードによる請求処理を株式会社ネットラストに委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、ヤフー株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報を株式会社ネットラストに開示することに同意するものとします。